

際にその購入額に一定の乗率を乗じた額を用品取扱手数料すなわち用品回収額として收受する。これを用品割掛といい、この乗率を用品回収割掛率と呼んでいる。ただし出納単価の定めあるものについては、この出納単価に回収額を含めて構成し購入受入の際これを回収することにしている。用品経費の内容はつきに示すとおりで、経費の大半は直接経費である貯蔵品の積卸料および運賃によって占められている。

昭和31年度用品経費決算実績

人件費	1,783,056 千円
貯蔵品積卸料	327,777
貯蔵品輸送運賃	452,418
石炭積卸料	659,947
石炭輸送運賃	2,926,866
業務費	297,055
その他	361,227
計	6,808,346

1 用品割掛回収方法の変遷 用品勘定が清算勘定である中間整理勘定に切り換えられてから、この回収方法はたびたび改正された。これはおおむね決算事務の能率化と予算統制の理由から行われたものである。切換え当初の割掛回収方法は、決算割掛を施行したが、この場合は、物品の貯蔵箇所である用品庫がすべて用品割掛回収の整理伝票によって整理していたため、労力があまりにも過重となるので、これを購入割掛に変更した。購入割掛は貯蔵品を購入受入する際回収する方法であり、決算割掛の場合より労力は相当軽減されるが、貯蔵品に割掛額を付加して受入しなければならないので、年度末における貯蔵品残高がそれだけ膨脹し、そのは握が不可能となり、貯蔵品残高制限の運用に支障をきたしたためこれをさらに変更し、決算箇所における1箇月ごと決算割掛制を採用するにいたった。ところがこの方法は、予算執行箇所において、割掛相当額を主体経費に流用する傾向が強く、また、回収額を各担当役ごとに割賦することが困難であり、結果的には予算超過の決算がなされる傾向にあったので、これを使用者側において貯蔵品を振替決算する際に、用品割掛回収伝票を発行し整理する方法に改めた。その後使用者側資材事務の簡素化を図るために昭和32年度から再度購入割掛を採用することになった。このためには貯蔵品の出納単価の範囲を拡大し、出納単価には割掛を含めたものとし、さらに貯蔵品年度末残高は用品割掛を含めた枠で運用する方途を講じた。ただし売却割掛については、従来から払出しの際回収する方法をとっている。

2 用品割掛率の区分内容 用品割掛率は石炭、雑用石炭、車両、自動車、一般用品、売却の別によってそれぞれの割掛率を異にしている。しかしこの区分は固定的なものではなく、年とともに多少変遷をみている。割掛率がこのように区別されている理由は、割掛の率をいかに定めるべきかによって左右されるところではあるが、おおむねつぎのような基準によって区分されている。

(1) 石炭および雑用石炭 石炭類は積卸料および運賃の所要割合がもっとも多いので、他の物品と区分して割掛率を定めている。ただし雑用石炭については、調度用品として決算されるために運賃がかからないので、その分だけ軽減した割掛率を定めるために、一般の運転用炭と区分している。

(2) 車 両 車両購入の場合は、おおむね会社専用線オンライン渡しか、または国鉄線オンライン渡しの契約になっており、用品庫には納入されず、振替決算の場合も用品庫に入れることなく、そのまま決算されるため、金額が多い割合に積卸料・

運賃等の直接経費がかからないので、他の一般用品と区分されており、割掛率も一般用品より低率となっている。

(3) 自動車 一両当りの金額が多い割合に直接経費が少なく、また運賃は当該経費負担になっているので、他の一般用品と区別されており、割掛率も一般用品より低率となっている。

(4) 売却割掛 国鉄の使用資材は膨大であり、したがって修繕・改良工事等から発生する不用資材も相当の額に上る。この発生品はいったん貯蔵品として受入れ、市場価値を高めるために手入・仕訳・選別等を経て部外に売却される。この受入・仕訳・選別・さらに売却に要する経費は用品経費でまかなわれているので、この経費は売却収入から回収しなければならず、これは一般用品の割掛回収とは当然区分整理されなければならない。

(5) 一般用品 前記以外のものについては、一般用品として所要経費をプールし、用品割掛を賦課回収している。

3 用品割掛率の決定 用品勘定は収支のバランスが完全に一致することを理想とする。それには用品の所要経費に見合う収入、いわゆる用品経費額と一致する用品割掛回収額が必要とされる。用品割掛率の決定はこの理想をもととして、前項の割掛区分ごとにそれぞれ年間用品経費所要見込額を対象にして算出される。したがって用品回収割掛率は、上記区分の所要経費に変動が生ずれば当然割掛率にも変動を生ずることになる。また年初編成予算が中途において変更されたり、物価に変動が生じたりした場合は、年度中間においても用品割掛率を改正し、収支のバランスをとるように操作される。しかし年度途中で割掛率をかえることは予算の運用等にも影響するので最近はなるべく変更しない方針である。

用品割掛率の変遷を年度別に示せばつぎのとおりである。

昭和23年度以降用品割掛率

年度	石炭	車両	自動車	一般	売却
23	(t) 250円	4%	6%	6%	—
(7月)	830				
(12月)	500	1	1	1	—
24	640	4	4	7	—
		(輸入)6			
25	26%	6	4	10	10%
(10月)	11	5	3	8	
26	15	4	3	6	6
(10月)	9	2	3	4	4
27	13	3	3	5	5
(10月)	15	2	2	5	5
28	15	2	2	5	5
29	(t) 720円	2	2	5	5
(10月)	200				(10月)売却代価の
	(雑用石炭)				5
					"
30	720	2	2	5	5
	200				
	(雑用石炭)				
31	720	2	2	5	5
	200				
	(雑用石炭)				
32	720	2	2	5	5
	200				
	(雑用石炭)				

4 用品割掛を賦課しないもの 用品割掛を賦課しないものはつぎのとおりである。(1) 製作貯蔵品 (2) 乙種貯蔵品 (3) 出納単価の定めあるもの (出納単価中にはあらかじめ用品割掛を含めてあるので賦課する必要がない)。(4) その他特に指示